明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務四八）　一
〔告　示〕
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて関税定率法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（財務一四九）　六
〔人事異動〕
海上保安庁　七
〔公　告〕
諸事項　一三
裁判所　一三
免責関係　一三
特殊法人等　一三
独立行政法人製品評価技術基盤機構　一三
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、国立研究開発法人土木研究所の役員の任命、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一三
地方公共団体　一三
行旅死亡人関係　一三
会社その他　一三
会社決算公告　一三

省令

○総務省令第四十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十七日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	施設設備等の分類	処分を制限する財産の名称 財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
市町村合併体制整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
過疎地域等自立活性化推進交付金		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四十七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
地域経済循環創造事業交付金		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十四
		その他のもの	四十一
個人番号カード交付事業費補助金		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十一
個人番号カード交付事務費補助金		その他のもの	三十九
地域活性化・効果実感臨時交付金		店舗用のもの	三十九
		病院用のもの	三十九
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金		送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十八
		公衆浴場用のもの	三十一
社会保障・税番号制度システム整備費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	三十一
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金		その他のもの	三十八
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金			
地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金			
情報通信利用促進支援事業費補助金			